

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年6月1日(火) 号外第61号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 公 告 令和3年度毒物劇物取扱者試験の実施(医療・保険課) 2

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和3年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

令和3年10月12日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験科目

(1) 毒物及び劇物に関する法規

(2) 基礎化学

(3) 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。）

なお、(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、今年度の試験は、受験願書の提出時点で本県に居住している者のみを対象とし、書類の提出先は次のとおりとする。

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所米子保健所（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するもの又は鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページから入手したもの。）

イ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

令和3年7月5日（月）から同月16日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和3年7月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、令和3年9月27日（月）までに、受験願書に記載されている住所へ鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、令和3年11月12日（金）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所倉吉保健所及び鳥取県西部総合事務所米子保健所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、令和3年11月12日（金）から同年12月10日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取市健康こども部鳥取市保健所（電話 0857-30-8531、ファクシミリ 0857-20-3962）

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所米子保健所（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）